青

右

同

出

先 機 関

土地改良事業の工事の完了......

土地改良区の役員の住所変更......

県西

局域

同

: :

Ħ. Ħ. 県三

民地

껃

土地改良区の役員の就任及び退任

右

同

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(会

計

課 :

Ŧi.

同

:

公安委員会

第二千七百八十号

五月十六日

例の施行期日を定める規則..... 大規模小売店舗の変更の届出. 漁船保険付保義務の発生...... 都市計画事業の認可. 青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条 青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商工政策課) ... 公 告 規 目 示 則 次 (建築住宅課) ... (経営支援課) ... (都市計画課) ... 同 :

=

=

三.

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成十九年五月十六日

青森県規則第六十号

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 青森県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十三年二月青森県規則第九号) の一部

性化」に、「中小企業の振興」を「中小企業者の事業活動の活性化」に改める。 を「中小企業者と他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活 小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号」に、「中小企業構造の高度化」 第一条中「中小企業総合事業団法 (平成十一年法律第十九号) を「独立行政法人中

る。)」を加える。 る事業を行う法第二十一条第二項の規定により中小企業者とみなされる者」を削り、 第一項各号」を「第二条第一項各号」に改め、「、政令第三条第一項第四号八に掲げ 政法人中小企業基盤整備機構法施行令 (平成十六年政令第百八十二号) に、「第三条 「第三条第三項各号」を「第二条第二項各号」に、「第二十一条第一項第二号八」を 「設置 (」を「整備 (」に、「設置等」を「整備等」に改め、「資金」の下に「に限 「第十五条第一項第三号八」に、 第二条中「中小企業総合事業団法施行令 (平成十一年政令第二百三号」を「独立行 「の用に供する」を「を行うのに必要な資金 (」に、

· ::

껃

 \equiv

二十八条に、「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構 (以下 を加える。 「機構」という。) 」に改め、「業務方法書に」の下に「基づき機構が」を加える。 第十条中「設置等」を「整備等」に改め、「業務方法書に」の下に「基づき機構が 第三条中「法第二十三条」を「独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第

第十二条第二項中「の設置等」を「の整備等」に、「施設設置等完了届」 第十一条 (見出しを含む。) 中「設置等」を「整備等」に改める。 を「施設

規

則

整備等完了届」

第十三条中「設置等」を「整備等」に改める。 に改める。

第十五条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、 「設置等」を「整備等」に改め、同条第三項を次のように改める。 同項第一号、第三号及び第四

は 3 に掲げる事業に係る共同化計画、 あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 貸付決定者等は、 経営基盤強化支援計画又は商店街整備等支援計画を変更しようとするとき 政令第二条第一項各号 協業化計画、 経営改革計画、 (第一号を除く。) 及び同条第二項各号 集団化計画、 集積区域

別記第一の第二条中「踨빼」を「機痲」に改める。

改める。 別記第一の第三条中「弁2.7パー付ソナ」を「弁 パー付ソナ」に改める。 別記第一の第五条 (見出しを含む。) 、第六条及び第七条中「説빼」を「機籬」に

対滅計画」を削る。 営改革計画、集団化計画、集積区域整備計画」に改め、「、輸入品卸売等経営合理代 号及び第四号中「殻置」を「巌旛」に改め、同条第三項中「無団代計画 (無鷸区域巌 備計画、共同化計画、協業化計画、経営改革計画」や「共同化計画(協業化計画、経 別記第一の第十二条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号、 第三

「設置等」を「罄備等」に、「設置及び」を「整備及び」に改める。 別記第一の注中「説빼」を「巌禰」に改め、同注の表中「説빼、」を 「整備、」に、

出
酬
」
に
改
める。 別記第二の第一条第二項及び第二号様式の注の2中「喚門嶽邏科」を「喚門舞温閈

第四号様式及び第五号様式中「設置楽」を「巖旛楽」に、「設置(」を「巖旛(」、

第六号様式の記の4中「影빼楽」を「閼蕪楽」に改める。

第八号様式中 第七号様式の (その一) の注中「啞咒瀟灑科」を「啞咒毋温閈品書」に改める。 「設置等」 を「懯備等」に、 「設闖 (」を「膷舗 (」に改める。

この規則は、公布の日から施行する

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

則をここに公布する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県規則第六十一号

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定め

県条例第三十三号)の施行期日は、平成十九年六月二十日とする。 青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例 (平成十九年三月青森

示

青森県告示第四百十二号

り次のとおり告示する。 計画公園事業を平成十九年五月八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定によ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、八戸都市

平成十九年五月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

施行者の名称

都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業 (二・二・六十九号梨子木公園)

平成十九年五月十六日から平成二十年三月三十一日まで

兀

Ξ

事業施行期間

収用の部分 青森県八戸市売市四丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第四百十三号 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条の二第二項の規定に

平成十九年五月十六日

公示する。

項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

青森県知事 Ξ 村 申 吾

下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一八一番地 下北郡大間町大字奥戸字向町八六番地 下北郡大間町大字奥戸字新釜二二番地七 発 起 の 住 所 及 び 佐々木 氏 部 内 名 勝 孝 久 明 奥戸 加入区の名称

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成十九年五月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

|| 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 清野守青森市中央二丁目九の八共同不動産管理株式会社	変更前
代表取締役 中島龍成青森市中央二丁目九の八十月の一十月の一十月の八十月の一十月の一十月の一十月の一十月の一十月の一十月の一十月の一十月の一十月の一	变更後
一平 ・成 ・ ・ 元	年変月 日更

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三外

届出年月日

兀

平成十九年四月十七日

届出書の縦覧

五

場 所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年五月十六日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十九年九月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

大規模小売店舗の変更の届出

意見書は、

日本語により記載すること。

兀 届出年月日

第2780号

同法第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告す 法第六条第二項の規定による届出をした者から当該届出の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)

平成十九年五月十六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森市石江字江渡五二の三 県庁生協新城店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市長島一丁目一の 青森県庁消費生活協同組合

事長 井筒智義

Ξ 変更しようとする事項

係営施売大 る方設店規 事法の舗模 項に運の小 X 刻び店う売お売大 閉時者業い店規 店刻のをて舗模 時及開行小に小 ると用車来 時がす場を 間でるこ利駐 分 ら午後十一時十五分まで 間十日間午前六時五十分) 午前八時五十分 (ただし、 刻 午後十一時 年間十日間午前七時) 閉店時 開店時刻 午前九時 (ただし、 変 更 前 か年 | 刻 午後十時 |年間十日間午前七時| 閉店時 |開店時刻 午前九時 (ただし、 ら午後十時十五分まで 間十日間午前六時五十分) 午前八時五十分 (ただし、 変 更

平成十九年五月一

五 届出書及び添付書類の縦覧

場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

第八条第七項の規定により、

同

平成十九年五月十六日から同年九月十六日

時間

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

出 先 機

関

土地改良区の役員の就任及び退任

十七項の規定により公告する。 市筒口土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 同条第 中

平成十九年五月十六日

後

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

"	"	"	"	"		"	"	理	区役 員 別の
								事	別の
勝 山	和田	三浦	福 村	小 村		赤 坂	小渡	白 坂	氏
薫	正夫	亮一	清美	鉄 雄		榮治	文雄	晶 敬	名
"	"	"	"	"	-	- //	"	三	
"	"	"	"	"		"	"	郡五戸	住
字越掛沢三二	字鍛冶屋窪上ミー	字油出七	字観音堂五の一	字愛宕丁一六		大字倉石石沢字石沢六六の	"字小渡二八	Ξ	所
"	"	"	"	"		"	"	元· 四· 一就任 平成	の 年 月 日就任及び退任
	勝山 薫 " 字越掛沢三二	勝山 薫 "字越掛沢三二和田 正夫 ""字鍛冶屋窪上三二	勝山 薫	勝山 薫 " 字越掛沢三二 三浦 亮一 " " 字越台屋窪上ミー 字観台屋窪上ミー アー・ 字観音堂五の一 アー・ アー・	勝山薫" 字越掛沢三二和田正夫" 字銀音堂五の一三浦売 " 字観音堂五の一小村鉄雄 " " 字愛宕丁一六	勝山 薫 " 字越掛沢三二 一	勝山 薫	勝山 薫 " " 字越掛沢三二 和田 正夫 " " 字銀冶屋窪上ミー 一 " " 字銀冶屋窪上ミー 一 " " 字銀冶屋窪上ミー	事 白坂 晶敬 三戸郡五戸町大字倉石中市字中市三三 小波 文雄 " " 字銀治屋窪上三一

か年

"	"		監	"	"	"	"	//	"		"	"	理	"	//	藍	ċ	"
			事										事			事	F	
三浦宣	松坂		梅津	川 村	川 村	木村	三浦	福 村	小 村		赤坂	小渡	白坂	三浦宣	松坂	柱注	事	川 村
浦富次郎	孝		昇	義弘	哲夫	正德	亮一	清美	鉄雄		榮治	文雄	晶敬	富次郎	孝	昇	7	文雄
"	"	_	"	"	"	"	"	"	"	_	"	"	"	"	"	— "	,	"
"	"		"	"	"	"	"	"	"		"	"	"	"	"	"	,	"
字沢向二二の八	字川原町西裏五の六四		大字倉石中市字中市一五の	字蛯川村三〇	字下新井田六四の二	字古舘向三の五	字油出七	字観音堂五の一	字愛宕丁一六		大字倉石石沢字石沢六六の	" 字小渡二八	大字倉石中市字中市三三	字沢向二二の八	字川原町西裏五の六四	大字倉石中市字中市一五の		字熊野林後八九の六
"	"		"	"	"	"	"	"	"		"	"	一 · 三 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是 · 是	"	"	n	,	"

土地改良区の役員の住所変更

十七項の規定により公告する。 所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、五

平成十九年五月十六日

四北	
地域	
県民	
局長	
神	

豊 勝

理事 成田 守 新住所 五所川原市松島町四丁目二 五所川原市松島町四丁目二 年月日 平成元・一両 年月日		
田 守 新住所 田 守 新住所 田 守 新住所 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	_	区役 員 別の
日本	成 田	氏
五五の四年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		名
成一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・	五所川原市大字漆川字袖掛一五五の四新住所	
	成六一	所 月変 更

土地改良事業の工事の完了

ので、同条第二項の規定により公告する。 次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

平成十九年五月十六日

西北地域県民局長

神

豊

勝

十八年災農地災害復旧事業 一〇	土地改良事業のの
_	名
	称
深	事業
浦	業を行う
町	者
平成元 三二	年工 月完 日

安 委 員

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十九年五月十六日

青森県警察本部長

坂

明

物品等の名称及び数量

運転免許証作成機用消耗品 — 式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

Ξ 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

五 コニカミノルタアイディー システム株式会社 契約の相手方の名称及び住所 平成十九年四月一日

一式当たり 七十一万九千九十三円 東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六

随意契約の理由

七

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項 一号及び第二号の規定を適用したものである。

契約の相手方を決定した手続

ある。 予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたもので

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月十六日

青

青森県警察本部長 坂

明

物品等の名称及び数量

運転免許証更新時講習資料 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

契約の方法

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

平成十九年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

財団法人全日本交通安全協会

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 東京都千代田区九段南四丁目八の一三

六 契約金額

一式当たり 二百四十二円五十五銭

七

随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

契約の相手方を決定した手続

一号の規定を適用したものである。

ある。

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたもので

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号